



令和7年度 京丹後市 脱炭素重点対策加速化事業補助金

募集要領

令和7年度 募集期間

令和7年5月1日（木） から 令和8年1月9日（金）まで

〔問い合わせ・提出先〕

京丹後市 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

TEL：0772-69-0240



ホームページ

（申請様式等はホームページからダウンロードできます。）

令和7年5月
京 丹 後 市

1. 補助金の目的

京丹後市では、再生可能エネルギー及び省エネルギーのさらなる推進による脱炭素かつ地域の資源が循環する社会の実現、地域内エネルギーコストの最小化と消費行動の変化を推進することで地域資源と市民生活の好循環を形成し安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることとしています。

この補助金は、市民及び市内事業者が進める脱炭素な循環型資源の利活用に要する費用に対し、京丹後市補助金等交付規則、京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱及び京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する支援事業です。

2. 募集期間・期限

【申請受付期間】

令和7年5月1日(木)～令和8年1月9日(金)まで 午後5時必着

【実績報告期限】

令和8年2月13日(金)まで 午後5時必着

【請求書提出期限】

令和8年2月27日(金)まで 午後5時必着

(注1)申請前に市へ事前相談を行ってください。

(注2)提出方法は窓口まで持参してください。(受付は休日を除く、午前8時30分から午後5時15分)

(注3)市からの交付決定後に契約・工事に着手してください。(事前契約・事前着工は交付対象外)

(注4)本補助金は先着順のため、予算上限に達した対象設備ごとに募集を締切します。

(注5)他の補助対象となった対象設備等は補助金の交付を受けることができない場合があります。

(注6)補助事業完了後、市の求めに応じ、利活用状況等の提供・報告等を提出してください。

【提出先・問い合わせ先】

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室（峰山庁舎1階）

TEL：0772-69-0240 E-mail：kankyo@city.kyotango.lg.jp

3. 補助対象者(申請者)

次の要件を全て満たす方

- (1) 市内に居住する(予定含む)個人又は本社若しくは生産等の拠点を有する(予定含む)事業者(個人事業主・法人等)
- (2) 別表1(3ページ)に定める補助対象設備等を自ら使用すること。
- (3) 市税(附帯する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納がないこと。

4. 補助対象設備等

以下、別表1・別表2（4ページ）に定める要件・運用条件に適合する設備等の住居等市内の拠点（建物等）への設置・施工に要する費用について、当該補助事業を行う方（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を交付します。なお、補助金の交付対象は当該設備等の購入、設置、施工に要する費用であって、その他の設備及び工事と明確に区分される経費とします。

別表1

	区分	要件	運用条件
1	自家消費型の太陽光発電設備の設置 (個人・事業者)	次の(a)(b)いずれかに該当する事業であること。 (a) 補助対象者が個人である場合は、敷地内に導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を当該補助対象者が消費すること。 (b) 補助対象者が事業者である場合は、敷地内に導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費した上で当該自家消費分を含めて50%以上を京都府内で消費すること。 <u>※申請時に自家消費型の設備であることを確認する書類(逆電力継電器記載の単線結線図等)を提出してください。</u>	別表2 ①-a②③ ④⑤⑥⑦ ⑧⑨
2	蓄電池の設置 (個人・事業者)	1の自家消費型の太陽光発電により発電した電力を利用する一体使用であり、設置された敷地内において、定置用として使用されるものであること。 <u>※1で導入する設備の附帯設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</u>	別表2 ①-a②③ ④⑤⑥⑨
3	余剰売電型の太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置 (個人の専用住宅)	余剰電力の売電を目的として、太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電・蓄電池を同一の系統において導入するものであること。	別表2 ①-a②③ ④⑤⑥⑩
4	木質バイオマス熱利用設備の設置 (個人・事業者)	原料となる木質バイオマスの調達手段の確保が見込まれ、利用目的に対して木質バイオマス依存率が60%以上であること。	別表2 ①-a③④ ⑥⑨
5	既存住宅の断熱改修 (個人)	高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)を使用した断熱改修事業であること。 <u>※補助対象となる製品は環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業」における補助対象製品とし、同事業のエネルギー計算結果早見表記載の改修率を満たすこと。</u> <u>※主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室)を中心に改修すること。</u> <u>※導入する断熱材及び窓・ガラスは、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工し、原則、外皮部分のみ交付対象とします。</u>	別表2 ①-b④⑥ ⑨

別表2

	運用条件
①	a:市内の住宅又は住宅として使用される予定の建物に設置されること（住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可） b:市内の専用住宅又は住宅として使用される予定の建物に設置されること
②	市内の事業所の屋根又はその敷地内に設置されること
③	設置する建物、土地が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること
④	設置・施工の全部又は一部を市内の事業者が請け負うこと
⑤	省エネルギーの推進、発電量の報告について、その実施意思を表明するものであること
⑥	CO ₂ の排出削減について、その取り組みに関する賛同意思を表明するものであること
⑦	<u>FIT 又は FIP 制度の認定を取得しないこと</u>
⑧	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること
⑨	国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める要件を満たしていること
⑩	府の京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領に定める要件を満たしていること

5. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は、別表3に定めるとおりとします。

(1) 補助対象の共通事項

- ① 中古設備でないこと
- ② JIS に基づく試験により認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されていること
- ③ 保証・サポート等が、設備等の製造メーカーによって一定期間確保されていること
- ④ 補助対象経費は、見積書等によって金額が確認できるものに限るものとし、補助金の申請額は1,000円未満を切り捨てた額とする。
- ⑤ 交付決定額の算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。
- ⑥ 交付決定額の算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

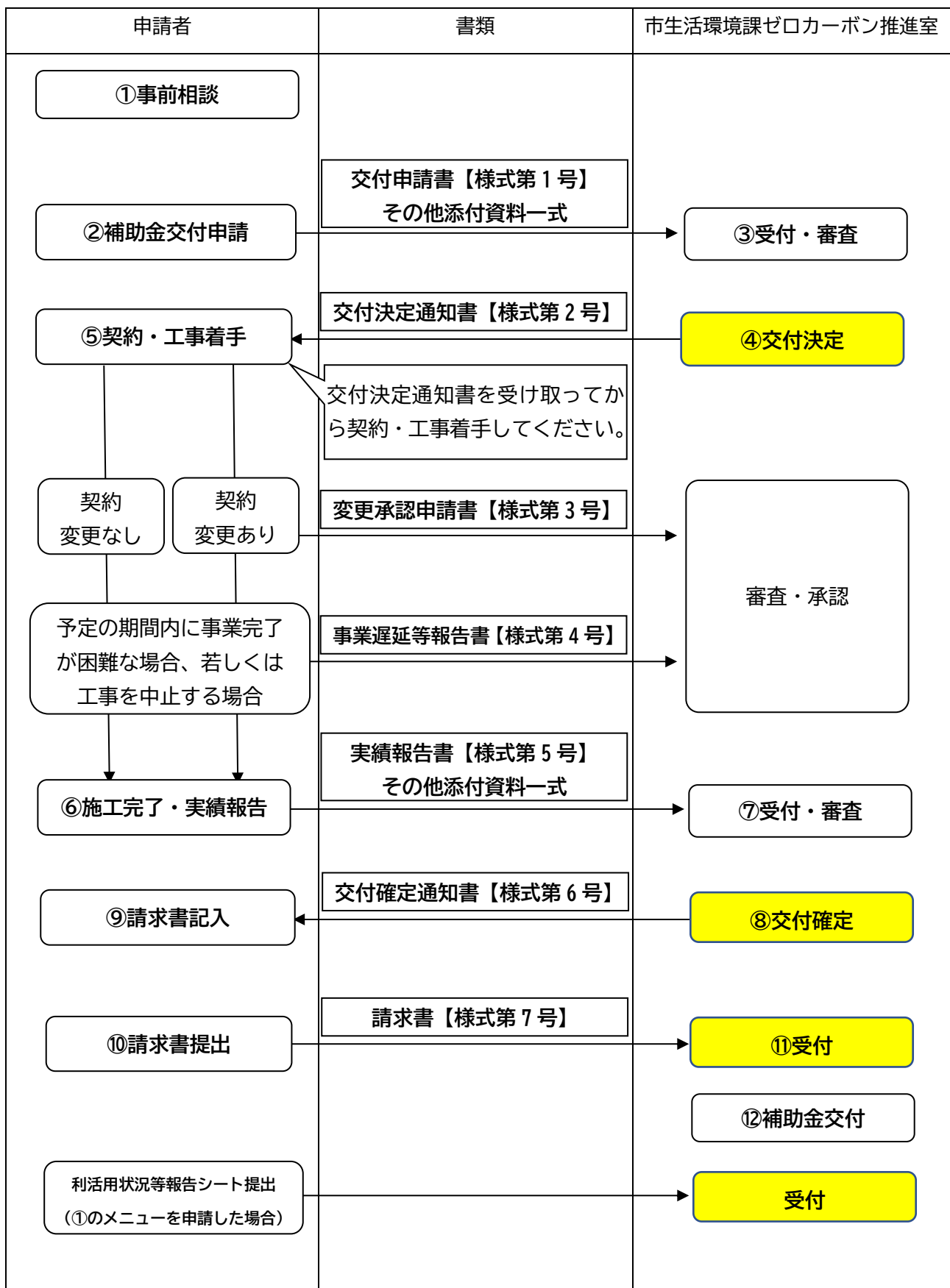
(2) 対象とならない経費の例（標準的な設置・施工に直接的に関係しない経費）

- ① 補助金申請の手続きのみに係る費用
- ② 防水基礎工事費用等、建物・既設設備の補強・修繕他対象経費に関係のない費用
- ③ 幹線増強工事費用、保証・保守に係る費用

別表3

	区分	補助対象経費	補助金の額
1	<u>自家消費型</u> 太陽光発電設備の設置	設備及び設置に係る経費	(個人)7万円/kW【上限70万円】 (事業者)5万円/kW【上限500万円】
2	蓄電池の設置	設備及び設置に係る経費 (家庭用:12.5万円/kWh、業務用:11.9万円/kWh以下(いずれも工事費込み・税抜き)の蓄電池となるよう努めること。)	補助対象経費の1/3以内の額 【上限】 次の蓄電池の1kWh当たりの価格の1/3の額 (家庭用)15万5千円 (業務用)19万円
3	<u>余剰売電型</u> 太陽光発電設備の単体設置又は太陽光発電設備・蓄電池の同時設置	設備及び設置に係る経費	○太陽光発電設備の単体設置 1万円/kW【上限10万円】 ○太陽光発電設備・蓄電池の同時設置 以下の合計額 市補助(太陽光)1万円/kW 【上限10万円】 府補助(太陽光)1万円/kW 【上限4万円】 府補助(蓄電池)1万5千円/kWh【上限9万円】
4	木質バイオマス熱利用設備の設置	設備及び設置に係る経費 ※合計額が50万円以上	補助対象経費の2/3以内の額【上限100万円】
5	既存住宅の断熱改修	設備及び設置工事、機械器具に係る経費 ※合計額が50万円以上	補助対象経費の1/3以内の額 【上限】 戸建1戸当たり120万円 (内、玄関ドア5万円)

6. 手続きの流れ



(注)提出書類及び確認事項については対象設備等ごとの「チェックリスト」で確認してください。

7. 審査及び交付の決定

(1) 申請内容の審査

申請に係る審査は、提出された補助事業計画の内容及びその他提出書類により、京丹後市補助金等交付規則、京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱及び京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱並びにこの募集要領に基づき行います。

- ① 必要に応じて内容確認のためのヒアリング、外部機関への審査依頼、実施費用の査定、追加資料提出の依頼等を行うことがあります。
- ② 申請書類に不備があった場合は、期限を定め不備の是正を依頼するものとし、是正されない場合は申請を受け付けないものとします。

(2) 交付決定の通知

補助金の交付申請を受付後、申請内容を審査の上、交付の可否を判断し、京丹後市脱炭素重点対策加速化補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、速やかに結果を通知します。

なお、交付決定に当たり、必要となる条件及び指示がある場合はその旨を、また補助金の交付が適当でなく不交付と決定したときはその旨をそれぞれ付して通知するものとし、交付決定に当たり必要となる条件及び指示に従わない場合、交付決定は効力を失うものとします。

8. 対象設備等の設置・引き渡し

補助事業者は、交付決定の通知を受けた後、契約及び工事に着手してください。なお、当該対象設備等の設置、又は設置された建物の引き渡しを当該年度内に受けるものとします。

なお、交付決定後、交付決定を受けた対象設備等の運用は、原則交付決定を受けた年度の末日までに開始しなければならないものとします。

9. 補助事業の実績報告

補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに市の定める様式により補助事業の実績を報告するものとします(令和8年2月13日(金)までに完了してください。)

なお、報告内容、書類に不備があった場合は、期限を定め不備の是正を行うものとし、是正されない報告は受け付けないものとします。

10. 補助金額の確定

市は、補助事業者から実績報告を受け付けた後、その内容と補助事業との適合状況を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し交付額の確定を通知します。

なお、補助事業の完了及び補助金額の確定をもって、補助金の請求を受け付けるものとします。

11. 手続きの代理

(1) 代理の依頼

補助金交付申請を行う者は、手続きの代理を依頼することができます。

(2) 提出書類

手続代理者は、手続きの代理を証する書類を申請書類と一緒に提出してください。

12. 個人情報の取扱い

本補助事業の実施に伴い補助事業者から取得した個人情報は、次の目的で利用します。

- (1) 補助金交付に係る業務
- (2) 補助金交付状況及び補助対象設備等運用状況の開示
- (3) 市又はその他公的機関が行う環境関連事業及びCO₂排出削減事業等関連する事業における調査・検証等
- (4) 市が行う「京丹後 ZERO カーボン・チャレンジ宣言」の普及・啓発に係る業務

13. 補助金交付の条件

補助金の交付決定に当たり、補助事業者は京丹後市補助金等交付規則、京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱及び京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱の規定を遵守するとともに、市は次の条件を付け加えるものとします。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の計画を変更しようとするときは、京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を得なければなりません。
ただし、補助事業（申請）者、手続代理者、設置場所、交付決定額（増額）の内容を変更することはできません。
- (2) 補助事業者は、事業実施（予定）期間内に事業を完了することが困難であるとき又は事業の完遂が困難となり、事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく京丹後市脱炭素重点対策加速化事業補助金事業遅延等報告書（様式第4号）を市長に提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、市が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じていただきます。
- (4) 補助事業者は、市が規定に基づき交付決定の全部、又は一部を取り消したときは、これに従っていただきます。
- (5) 補助事業者は、市が規定に基づき補助金の返還を請求したときは、市が指定する期日までに返還するとともに、その他加算金等をあわせて納付していただきます。
- (6) 補助事業者は、補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、目的に沿って使用し、法定耐用年数（別に指定する期間がある場合は当該期間による。）を経過する日までの期間についてその管理状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。
- (7) 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、市に対してあらかじめ財産処分の申請を行い、その承認を受けるものとし、取得財産等の処分をした場合において、市の請求があったときは交付を受けた補助金を返還していただきます。
- (8) 天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由による対象物件の損傷又は滅失、その他止むを得ない理由による目的外措置の必要性が生じた場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければなりません。
- (9) 補助事業者は、虚偽その他不正な手段等により補助金を受けた場合は、交付した補助金の額の全部又は一部を取り消し、市の請求があったときは交付を受けた補助金を返還していただきます。補助事業者は、

市が規定に基づき交付決定の全部、又は一部を取り消したときは、これに従っていただきます。

- (10) 受け付けた補助金交付申請に係る補助金の予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その前日（市の定める休日を除く日）をもって補助金交付申請の受け付けを停止します。
- (11) 補助金を交付した事業は、市が補助事業者、施工業者、交付の概要を公開することを拒否することはありません。
- (12) 補助事業者は、補助事業確定後、市事業に関係する調査依頼、補助事業の成果・効果、データ等の提供・報告等に協力いただきます。

京丹後市 市民環境部 生活環境課 ゼロカーボン推進室

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

TEL：0772-69-0240

E-mail：kankyo@city.kyotango.lg.jp